



(I) 法と社会規範

明確な形をとり強制力のある**法**は、破れば**刑罰や賠償**といった^[1]]を受ける。これは法に限らず、**道徳**を守らない場合には非常識と道徳的非難を浴び、**慣習**に従わない場合は社会のしきたりを破ったものとして社会的非難を受ける。これらは個人の自由を制約してでも秩序を確保するためである。一方で、何でも法の強制力で縛ることは私たちの自由が失われることでもあり、道徳や慣習に委ねる方が望ましい場合もあるのではないか。今日は法規制について考える題材を準備したので、法的思考力(=^[2]])を深めてみよう。

Work SnowMan チケット高額転売問題から、法規制の在り方を考える

人気男性アイドルグループの SnowMan が、2024 年にドームツアーを実施することが決定した。しかし、チケットの抽選は高倍率であり、なかなか入手できないようだ。そんな現状を逆手に取り、チケット転売サイトには続々と出品がされ始め、最も高価なものでは 120 万円で売られているものもあった。さすがに批判が殺到し出品を取り消していたが、それでも 20 万円や 50 万円で出品され続けているものがある。これらの高額転売について議論を深めたい。

STEP1 なぜこのような行為が起きてしまうのか。さまざまな視点から考えてみよう。

・	・
・	・

STEP2 これらの行為により、どのような悪影響が考えられるか。

・	・
・	・

STEP3 この問題に対して法規制をするとしたら、どのような条文が適当だろうか。

必要であると思えば、第3条には具体的な罰則等を記入する。その際、誰に対しての措置かも明確にわかるように。

第1条(目的) この法律は、チケットの不正転売を禁止することで

第2条(定義) チケットの不正転売とは

という行為を指す。

第3条(法律効果) チケットの不正転売が判明した場合、

★法律の評価基準

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ①目的が正当であること | ②手段として適当であること |
| ③不特定多数の人々や物事に等しく適用されること | ④意味内容が明確であること |

振り返り

- * 評価基準に沿って考えた法律が適切か考えてみましょう * この事象を法規制以外で防げないか、改めて考えよう
- * 実際に制定されている「チケット不正転売禁止法」を読んで、自分の制定した法と比較してみましょう

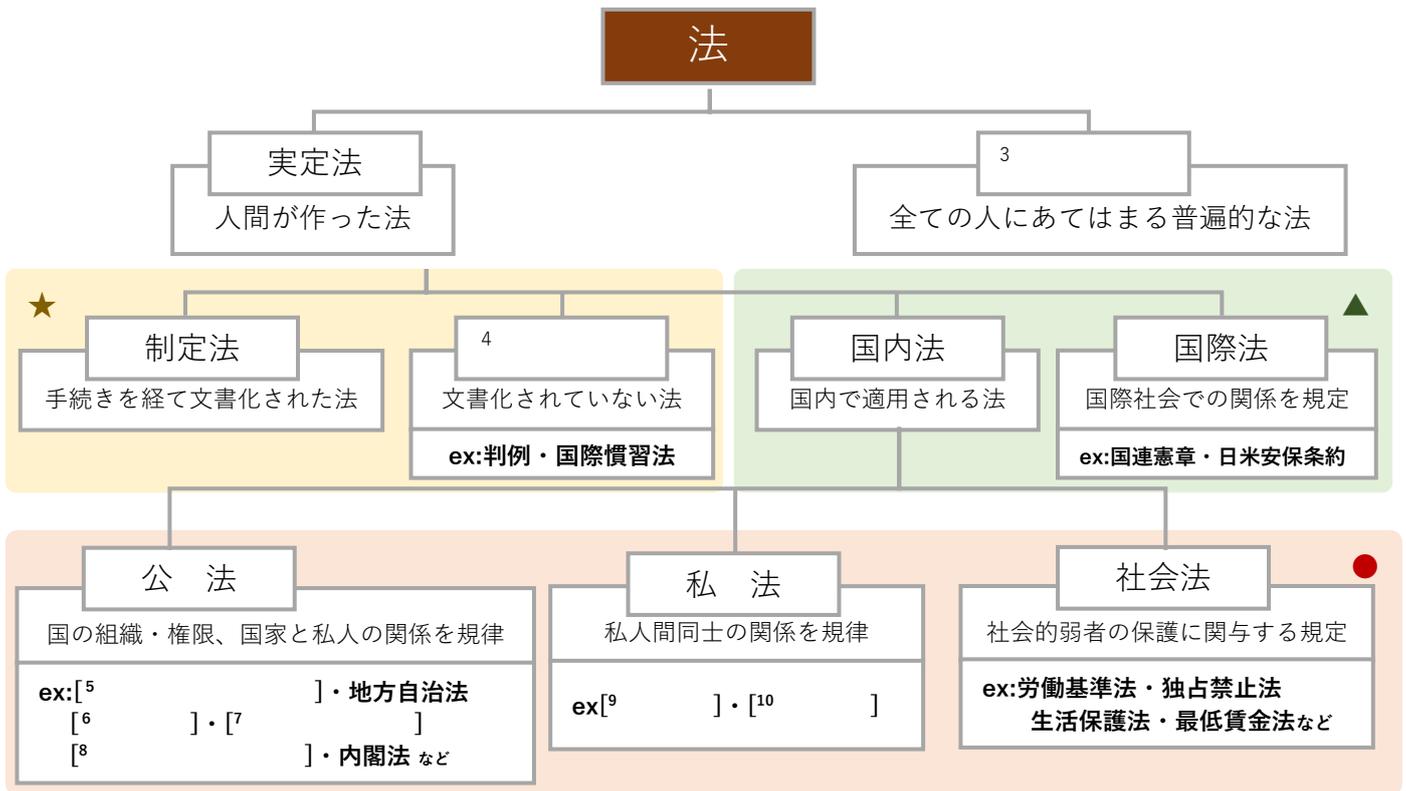
(II) 法の役割と分類

■ 法の役割

法の役割は**社会統制機能**(秩序を乱す行為に制裁)・**活動促進機能**(自由な活動を促進)・**紛争解決機能**(紛争解決の基準や手続き)・**資源配分機能**(公的サービスの提供や再配分)などがある。

■ 法の分類

一言で「法」といっても、さまざまな方法で分類が可能である。表にまとめたので確認しておこう。



…文書化の有無で分類



…適用される場所で分類



…内容での分類

埋めてもらった5~10の法をまとめて「六法」という。



(III) 法と裁判

[11] = 被告人の有罪・無罪、有罪なら量刑を決定する裁判

[12] = 財産や身分に関する権利・義務についての争いを裁く裁判

和解という形で終了したり、簡単な手続きである調停によって解決したりすること多い

★図解 刑事裁判と民事裁判の違い

刑事

民事

法に照らし合わせて内容が一致しているか、条文の内容をいかに解釈するかが争点となる他、過去の判例も重要となる。



(I) 法と社会規範

明確な形をとり強制力のある**法**は、破れば**刑罰や賠償**といった^[1] **制裁**]を受ける。これは法に限らず、**道徳**を守らない場合には非常識と道徳的非難を浴び、**慣習**に従わない場合は社会のしきたりを破ったものとして社会的非難を受ける。これらは個人の自由を制約してでも秩序を確保するためである。一方で、何でも法の強制力で縛ることは私たちの自由が失われることでもあり、道徳や慣習に委ねる方が望ましい場合もあるのではないか。今日は法規制について考える題材を準備したので、法的思考力(=^[2] **リーガル・マインド**])を深めてみよう。

Work SnowMan チケット高額転売問題から、法規制の在り方を考える

人気男性アイドルグループのSnowManが、2024年にドームツアーを実施することが決定した。しかし、チケットの抽選は高倍率であり、なかなか入手できないようだ。そんな現状を逆手に取り、チケット転売サイトには続々と出品がされ始め、最も高価なものでは120万円で売られているものもあった。さすがに批判が殺到し出品を取り消していたが、それでも20万円や50万円で出品され続けているものがある。これらの高額転売について議論を深めたい。

STEP1 なぜこのような行為が起きてしまうのか。さまざまな視点から考えてみよう。

- ・ **確実に楽しんで金儲けができるから**
- ・ **運だけで商品を手に入れられるから**
- ・ **高額でも買ってくれるファンがいるから**
- ・ **チケット転売サイトが存在するから**

STEP2 これらの行為により、どのような悪影響が考えられるか。

- ・ **本当にライブに参加したい人にチケットが届かない**
- ・ **転売で儲かったお金はアーティストに入らない**
- ・ **入場チェックが厳しくなれば、ライブの運営に影響**
- ・ **定価以上のお金が払えないとライブに行けない**

STEP3 この問題に対して法規制をするとしたら、どのような条文が適当だろうか。

必要であると思えば、第3条には具体的な罰則等を記入する。その際、誰に対しての措置かも明確にわかるように。

第1条(目的) この法律は、チケットの不正転売を禁止することで

健全に音楽や舞台などを楽しみたい人が、不快な思いをせず楽しめる環境を、作り出すことを目的とする。

第2条(定義) チケットの不正転売とは

主催者が関わる正当な交換以外の方法で、入手したチケットを利益を目的として他の人に販売・譲渡した という行為を指す。

第3条(法律効果) チケットの不正転売が判明した場合、

販売した者は10万円以下の罰金を科すとともに、今後関連した名義でのチケット購入を禁ずる。

また、主催者側が不正転売を防ぐ手段を講じなかった場合には、次の機会に必要な措置を講じるよう努める。

★法律の評価基準

- ①目的が正当であること
- ②手段として適当であること
- ③不特定多数の人々や物事に等しく適用されること
- ④意味内容が明確であること

振り返り

* 評価基準に沿って考えた法律が適切か考えてみましょう * この事象を法規制以外で防げないか、改めて考えよう

* 実際に制定されている「チケット不正転売禁止法」を読んで、自分の制定した法と比較してみましょう

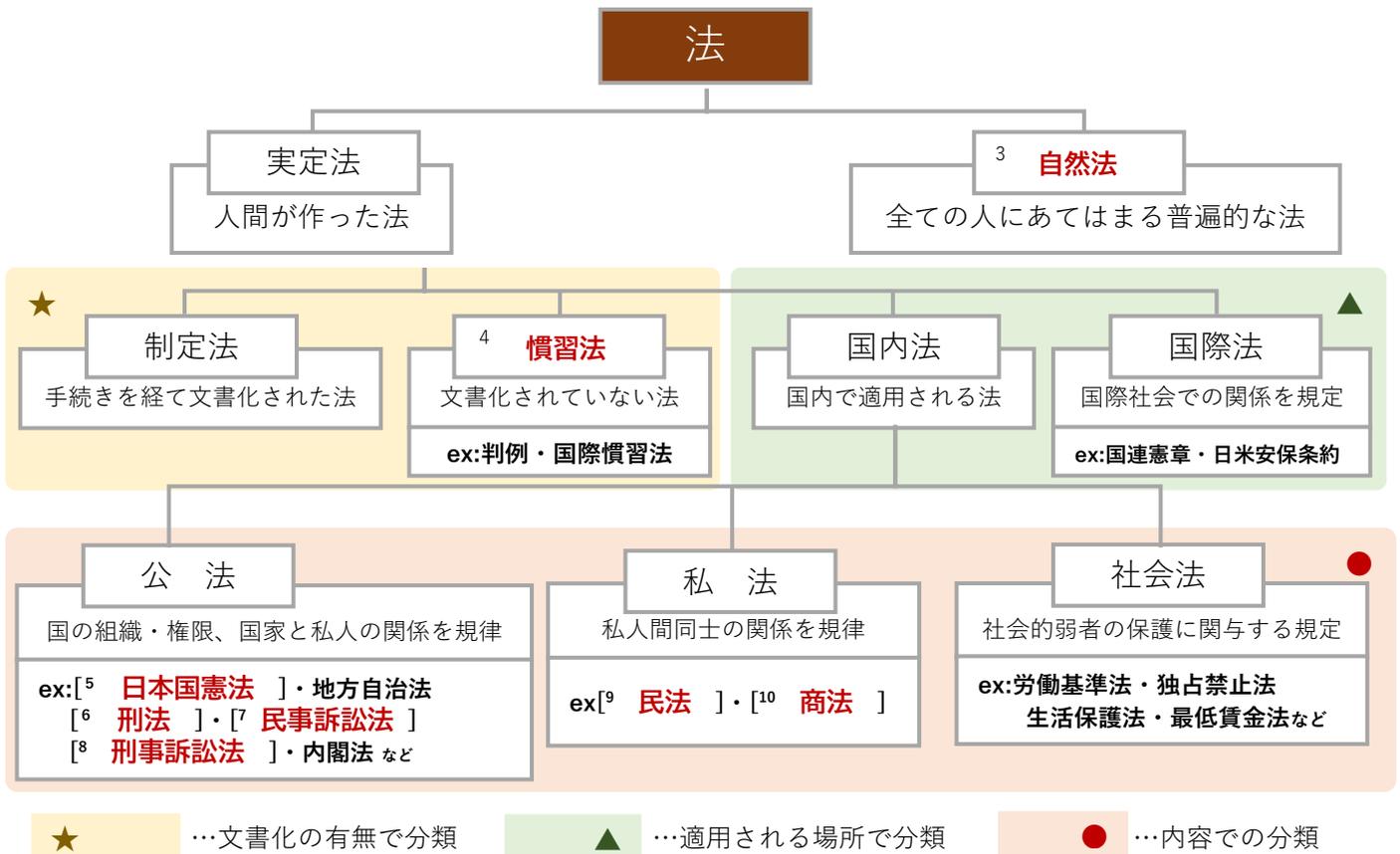
(II) 法の役割と分類

■ 法の役割

法の役割は**社会統制機能**(秩序を乱す行為に制裁)・**活動促進機能**(自由な活動を促進)・**紛争解決機能**(紛争解決の基準や手続き)・**資源配分機能**(公的サービスの提供や再配分)などがある。

■ 法の分類

一言で「法」といっても、さまざまな方法で分類が可能である。表にまとめたので確認しておこう。



埋めてもらった5~10の法をまとめて「六法」という。

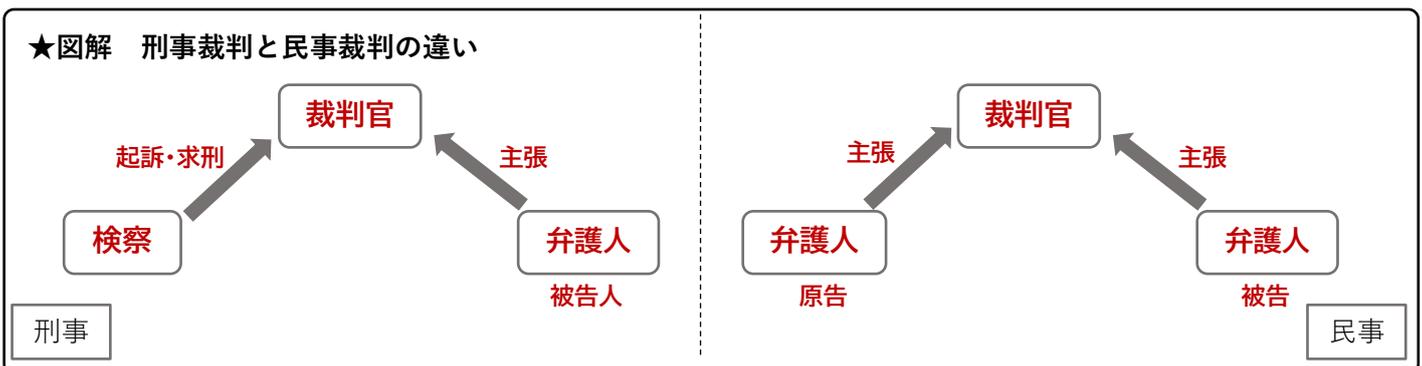


(III) 法と裁判

[11] **刑事裁判**] = 被告人の有罪・無罪、有罪なら量刑を決定する裁判

[12] **民事裁判**] = 財産や身分に関する権利・義務についての争いを裁く裁判

和解という形で終了したり、簡単な手続きである**調停**によって解決したりすること多い



法に照らし合わせて内容が一致しているか、条文の内容をいかに**解釈**するかが争点となる他、過去の**判例**も重要となる。

「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」(略称チケット不正転売禁止法)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 省略

第二章 特定興行入場券の不正転売等の禁止

(特定興行入場券の不正転売の禁止)

第三条 何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならない。

(特定興行入場券の不正転売を目的とする特定興行入場券の譲受けの禁止)

第四条 何人も、特定興行入場券の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けてはならない。

第三章 興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

(興行主等による特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置等)

第五条 興行主等は、特定興行入場券の不正転売を防止するため、興行を行う場所に入場しようとする者が入場資格者と同一の者であることを確認するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、興行主等以外の者が興行主の同意を得て興行入場券を譲渡することができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、興行主等に対し、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

(相談体制の充実等)

第六条 国及び地方公共団体は、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

2 興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、当該興行主等の販売する興行入場券について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、興行入場券の購入者その他の者からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

(国民の関心及び理解の増進)

第七条 国及び地方公共団体並びに興行主等は、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置の実施及び興行入場券の適正な流通の確保を通じた興行の振興の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、興行入場券の適正な流通に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施に当たっての配慮)

第八条 国及び地方公共団体は、興行の振興を図るための施策を講ずるに当たっては、興行入場券の適正な流通が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第四章 罰則

第九条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。